

教育民生委員会 会議録

日 時 令和3年3月12日(金曜日) 午前9時55分～午前10時48分

場 所 眞杵庁舎2階 第3委員会室

出席委員の氏名

委 員 長 久藤 朝則	副委員長 内藤 康弘	委 員 川辺 隆
委 員 匹田久美子	委 員 戸匹 映二	委 員 若林 純一

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

政策監(福祉保健担当)	杉野 等	政策監(民生担当)	小坂 幸雄
税務課長	姫野 敬一	高齢者支援課長	田中美智子
市民課長	佐藤 修治	高齢者支援課課長代理	吉良 誠一
その他関係職員			

出席した事務局職員の職氏名

書記 清水 香

傍聴者

(な し)

会議に付した事件及び審査結果

<審査議案>

番 号	件 名	審査結果
第8号	眞杵市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について	原案可決
第9号	眞杵市税特別措置条例の一部改正について	原案可決
第10号	眞杵市介護保険条例の一部改正について	原案可決
第11号	眞杵市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第12号	眞杵市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決

午前9時55分 開議

○委員長(久藤朝則)

それでは時間ちょっと早いようですが、お集まりのようでございます。ただ今から教育民生委員会を開催いたします。本委員会に付託されました議案は5件であります。

お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。まず市民課所管の第8号議案 眞杵市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎市民課長(佐藤修治)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願ひいたします。

○委員(若林純一)

提案理由をご説明いただいたんですけれども、性的マイノリティに配慮するとともに個人のプライバシーを尊重する為ということではありますが、印鑑登録に限らず、様々な申請書類、あるいはその取り扱い等で、男女の別を区別するという場面が多々あろうと思うんですが、今回、特別に印鑑登録証明に関してのみ性別記載欄を削除するということにしたのは、先ほど説明があった通り、印鑑登録証明に関しては、男女の別を記載する意味を見いだせないと、必要がないという判断ということでよろしいんでしょうか。ということは逆に言えば、他のものについても、男女の区別を必要としないと判断されるものについては、今後そのような取り扱いになるし、引き続き男女の区別を必要と判断されるものについては、そのままいくというような方針であるということでおよろしいでしょうか。

◎市民課長(佐藤修治)

若林議員おっしゃる通りでございます。そのような方向性でいきたいと考えております。眞杵市の人権施策実施計画の中にも、不必要的性別記載は見直すということになっています。私も思います。法令、条例を改正した時に、一部の人でも苦しい思い、悲しい思いをするものに対しては、私はするべきではないと思います。印鑑登録証明につきましては、提出するところが自動車とか、土地とか、相続とか、そういう部分で、男女の性別は関係ないというものですから、提出する証明ということになりますので、それに対して皆さんが苦しんだり悲しんだりするものは私はないと思っています。それで今回この性別記載欄の削除に踏み切ったというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員(川辺 隆)

そういう説明ならば、一つお伺いしたいところがあるんですけども。そもそも、確かに男女の性別記載欄を必要としないものは消してもいいと思うんですが、それで、苦しい思いをされた方が、今の発言をされた課長様に、誰かそういう思いを、苦情としてもってきた方は1名でもおられるんですか。

◎市民課長(佐藤修治)

川辺議員の質問にお答えします。今までそういうふうな苦情等は市民課のほうには寄せられた経緯はございません。

○委員(戸匹映二)

男女の記載欄がこれまであったということで、答弁の中では不必要という言葉がありましたが、これまでこの男女の記載があったものは、特に何かに活用されたとか、統計データに活用されたとか、そういうのは過去にはなくて、ほとんど有効活用されてなかったということでよろしいですか。

◎市民課長(佐藤修治)

戸匹委員の質問にお答えいたします。印鑑登録証明書に関しては、そういうふうな統計というのはありません。しかしながら、戸籍法、住民基本台帳法の中で、法的な基本4情報というのがあります。その中に男女の性別が載ってる部分があります。その部分では住基上ではデータの部分で男何名、女何名とかいうような形の中で、統計をとる分があると思いますが、そういうふうな状況だと思っております。よろしくお願いします。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

ないようですので質疑を終わります。これより討論に入ります。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第8号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしであります。よって、第8号議案については、原案の通り可決すべきものと決しました。どうも、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時05分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。

次に、高齢者支援課所管の第10号議案 白杵市介護保険条例の一部改正についてを議題とい

いたします。執行部の説明を求めます。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願ひいたします。

○委員(若林純一)

基本的なところでちょっとお伺いしたいんですけど、その介護給付費の増加っていうのは、どういう要因が一番大きいんでしょうか。どういうふうにみてるんでしょうか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

今回第8期の計画の策定をしました時に、第1号の保険者の増加と、介護認定者数の増加、それに伴う介護給付費の増加の見込みを行いました。その結果に基づいて、増加をしております。他にも、3年に1度の介護保険の法改正がありまして、報酬の見直しが行われております。前回は0.54の増加の見直しが行われて、今回は平均的に0.67の見直しが行われています。従いまして介護給付費も増加をするというようなことになっておりますので、それをみまして、このような金額といったしております。以上です。

○委員(若林純一)

それと保険料の値上げという言い方はちょっと適當かどうか分かりませんけど、上げ幅として、第9段階が非常に大きいんですが、少し上げ幅について、例えば、9段階で1万4,690円上がることに対して10段階が9,510円というふうになっているのは、若干違和感を覚えるんですけども。この辺りの考え方について、少しご説明をお願いします。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

今も弾力化をして、できるだけ所得の低い方には、低い保険料でということでしたんですけど、今回やはり介護給付費が非常に上がってくるということで、国の基準のほうにできるだけ合わせていこうということで、第9段階も、国の基準では、1.70ということになっておりますので、ちらのほうに揃えたというようなことになります。以上です。

○委員(若林純一)

そうしますと9段階について言えば、これまでが国の基準よりも少し抑えめに設定していたことを国の基準に合わせた、ということですね。そうすると10段階の1.8というのはもう国の基準で1.8なので、これ以上上げることについて臼杵市としてはしないということの考え方でよろしいですか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

第10段階以降は、市町村の判断で、基準を決めるようになっております。今回につきましては、2段階から4段階、7段階、9段階と、4つの段階を上げるということで、10段階以降につきましては、このままとしたようなことです。

○委員(若林純一)

もう少し説明をお願いしたいんですけど、8段階から9段階の差が、9万3,600円に対して10万

6,080円ということは、1万2,400円ぐらいあって、9段階から10段階は、6,300円ぐらいだということを考えれば、そこから取れということではないんですけど、負担の能力というか、所得から考えれば、もう少しカーブというか、その辺りを考慮してもいいんじゃないかと思うんですが、そこをしない理由がちょっと、ちょっと分かりにくいんですけども。つまりこれ500万円以上ですから、上は幾らあるか分かりませんけど、人数少ないんですけどね。ただこの所得に対しての負担額からすると、その頭打ちのカーブがどんな状態なのかなとこういう。所得と負担額が綺麗に上がっていれば、昔の累進課税みたいなものずっと上がっていれば、それはそれで納得しますけど、最後の段階で落ちているという話になると、ちょっと違和感があるんですけども、その辺りについての見解というのはどんなふうになるんですか。

○委員長(久藤朝則)

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

大変すいません。今回の弾力化を見直す時に、この3年に1回の時に、他市もすべて保険料を見直すことになっておりますので、その分で、他市の状況を見ながらうちのほうも考えていましたところです。この10段階までしているところが複数市あるんですけど、その中でも他に1.80というところが何市かありますて、他のところもそこは動かさずに、今まで弾力化をしていたところを動かしていくというようなことでもありましたので、うちのほうもそれに倣ったようなことがあります。

○委員(若林純一)

他市で、10段階、要するに1番上の段階で1.8を超えて、例えば1.9、2.0というような市がありますか。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

他市では、例えば大分市が第12段階であったり、色んな段階区分があります。うちのほうが、1.80で、これがそのままとなるかは他市の議案で決まればということになりますが、一つの市が1.90、3つの町が2.0となっています。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

○委員(戸匹映二)

今回、基本的に年額が上がるということになりますんで、この辺の上げることに対してはかなり市

民の方は敏感だと思いますが、きちんとした説明とか、周知広報というのはできるだけ丁寧していただきたいと思うんですが、その辺のお考えがあれば聞かせていただきたいです。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

介護保険料の変更につきましては、周知をしていきたいと思います。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

○委員(川辺 隆)

それであるならばですね、今説明があったように、1.9があつたり2.0があつたり、他市でそういう先行している市もある。臼杵市においては、議員からも出ていますけども、今後は第10段階以上を設定したほうがいいとかそういう方向性を持っておられますか。そこをお聞かせください。

◎高齢者支援課長(田中美智子)

今回の保険料を見直した時に、うちのほうは、基金も活用させていただくんですけど、一応保険料としては、市の中では一番低い分になっております。この状態で、積み上がっている基金を活用させていただいて、2025年には団塊の世代が75歳になりますので、そうすると介護保険のサービスを使う方も増えてきます。今の状態で23%の保険料を高齢者の方からいただくとなると、やっぱり増やしていくかしないといけないのではないかというふうには考えておりますが、今の段階では、推計を、9段階、10段階、11段階くらいまで計画しても、まだ大丈夫ではないかなというふうに思ってるんですけど、3年に1回は必ず報酬の改定とか、法の改正がありますので、それに伴いまして、給付費も増えていきますので、それを見ながら、今後は考えていきたいと思っております。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

○委員(若林純一)

どうしてもちよつと納得できないんですけど、例えば第10段階を1.8で固定するならば、第9段階を1.6から1.7という、コンマ1ポイント上げることで、上げ幅が大き過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですが、要するに国の基準に今回合わせましたという理由だけでは、これまでの負担に対して、上げ幅が大きいので、第10段階との関係もそうですけど、9段階が上げ幅も非常に大きいというのは気になるところではあります。例えば、1.6を1.65にして、次の3年後にはっていう考え方もあるかと思いますが、もちろんこれだけ取れば満足か、もっと取りたいという気持ちもあると思うんですけど、やっぱり個人個人からいえば、これまで取ってなかったのがおかしいんで、基準に合わせました、1万4,000円上げますというのを、今の説明の中ですんなり受け入れがたいんですけど、何か補足の説明等がありますか。

◎高齢者支援課課長代理(吉良誠一)

今の9段階の設定についてですが、まず国の基準は1から9段階までとそれぞれの割合を示しています。7期の時の状況で言いますと、臼杵市のように低所得者段階も基準より少ない、さらに上の段階も基準より少ないという設定をしているところがほとんど無くて、所得が多い人から取るよ

うに逆に基準を上げているような自治体のほうが多いといった経過があります。今回、8期を見直すにあたって、今まで保険料も安く、割合も安かった所得の高い人を、標準まで上げさせていただくということになります。

○委員(若林純一)

そうしますと、第10段階を他の市町村と比べても、今言うように、1.9、2.0がある中で据え置くというのは、今の話と逆行するわけで、この議論を踏まえて、要するに他の市町村も今回、保険料の改正をされるというふうに聞いておりますので、そういう意見を踏まえて、時期についてはそういう点を考慮して改定に臨むというような方針を示していただきて、今回はこれでいくというようなことにはなりませんか。

○高齢者支援課長(田中美智子)

3年に1度、保険料の改正があるので、いろいろなことも踏まえながら、この弾力化をどうしていくか、区分をどうしていくかっていうのは、今後考えていきたいと思っております。

○委員(若林純一)

そういう指摘も踏まえてというふうに言っていただければありがたいんですけど。

○高齢者支援課長(田中美智子)

今のようなご意見もあると思いますので、9期の計画の時には、またいろいろな要素が加わってくるかと思いますので、その中の一つとして、10段階ではなくてというようなところもありますので、今回も考えないではなかったんですけど、いろいろなことを考慮していきたいと思います。

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論終わります。これより採決を行います。

第10号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第10号議案については、原案の通り決しました。どうもお疲れさまでした。暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。

次に税務課所管の第9号議案 県杵市税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎税務課長(姫野敬一)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願ひいたします。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第9号議案については、原案の通り可決すべきことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第9号議案については、原案の通り可決するべきものとして決しました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、第11号議案 県杵市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

◎税務課長(姫野敬一)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願ひいたします。

○委員(若林純一)

提案理由に新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑みというふうにありますが、この新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みるならば、もっと下げるという考え方もあると思うんですが、それをできないというか、1,000円にした理由は何かありますか。

◎税務課長(姫野敬一)

若林議員のご質問にお答えいたします。これまでの医療費の状況と、国民健康保険財政の今後の持続可能性を予測して、保険者に今時点で適正な賦課ということで、1,000円ということにさせていただきました。

○委員(若林純一)

ということは新型コロナウイルスで影響があったから、その分を下げましょうという意図について、あまり働いてないというような印象ですけど、そういうようなことでよろしいんでしょうか。

◎税務課長(姫野敬一)

若林委員の再質問にお答えいたします。コロナ禍における状況を見て、財政状況から判断した時に、1,000円というのが、今回限度ということでさせていただきました。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

(「なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第11号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって第11号議案については、原案通り可決すべきものとして決しました。
以上で、税務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。

次に、保険健康課所管の第12号議案 真杵市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎政策監(杉野 等)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願ひいたします。

(「なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(なし)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第12号議案については、原案の通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第12号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で保険健康課所管の議案の審査を終わります。どうもお疲れさまでした。

休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。以上で、教育民生委員会に付託されました議案5件の審査を終了いたします。これをもちまして、教育民生委員会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和3年3月12日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長 久藤 朝則